

研究計画概要

助成年度・種別	2026年度 一般研究助成
研究代表者	瀧 久範
所 属	関西学院大学
研究テーマ	オンライン賭博の私法上の問題に関する比較法研究
研究計画概要	<p>オンライン賭博は、わが国でも社会問題となっているが、主として刑事責任が議論の対象となっている。わが国では、伝統的に賭博罪(刑法 185 条以下)は風俗犯であると解されているが、プレイヤーの依存症や経済的破滅を防ぐことも重要視されている(ギャンブル等依存症対策基本法 1 条)。その解決策の 1 つとして、プレイヤーが失った賭け金を回復できるようにすることが考えられる。わが国では、プレイヤーが賭博により抱えた借金を親族が肩代りすることが少なくないことから、プレイヤーだけでなくその近親者の財産的保護も重要な課題である。プレイヤーが、どのような根拠に基づき、どの範囲で負け金を回復できるのかを明らかにしなければならない。</p> <p>本研究は、議論の蓄積のあるドイツ法を中心に、欧州司法裁判所の判例および近時の法務官意見も分析しながら、オンライン賭博における私法上の問題について、文献研究を中心に行う。具体的には、①プレイヤーによるクレジットカードでの支払の効力(プレイヤーがクレジットカード会社からの求償請求を拒絶できるのか、既払金の返還を請求できるのか)、②無許可オンライン賭博契約の効力(契約が公序良俗違反により無効となるのか)、③プレイヤーの賭博主催者に対する不当利得返還請求権および不法行為に基づく損害賠償請求権の存否および範囲(プレイヤーが賭博主催者に対して支払った賭け金は不法原因給付となるのか、プレイヤーが受け取った賞金は、賭博主催者の利得またはプレイヤーの損害から控除されるのか)、④それら請求権の消滅時効(プレイヤーが何を認識すれば時効期間が開始するのか、消滅時効の起算点はいつか)について、比較法研究を行い、わが国の解釈論への示唆を獲得したい。</p>
選考委員からのコメント	<p>オンライン賭博は、重大な社会問題となっていると同時に、本財団にとっても、非常に関心のあるテーマである。刑事法の領域で、若干の研究はみられるが、賭博罪の解釈論の枠内では納まりきれない大きな問題を含む。</p> <p>ギャンブルの依存症対策もさることながら、民事法の領域での対応も必要である。プレイヤーが失った賭け金を回復することに関しての損害賠償・不当利得返還請求などに関し、一歩進んでいる欧州の司法の現況を紹介するだけでも、今後の議論の発展の足がかりとなると考えられる。</p> <p>国民を「ネット社会の危険性」から護るといふ問題の一端でもある。</p>